

## ■ 3条1項4号

不服 2019-790

### ＜本願商標＞

「くすのき」(標準文字)

第9類「写真機械器具, 光学機械器具, 測定機械器具, 身体運動の測定用の機械器具, 電気通信機械器具, 電子応用機械器具及びその部品, コンピュータハードウェア及びコンピュータソフトウェア, アプリケーションソフトウェア, 腕時計型携帯情報端末, スマートフォン, 身体に装着可能なコンピュータ, 電子出版物, ダウンロード可能な音楽ファイル, ダウンロード可能なオーディオファイル, ダウンロード可能な画像ファイル, ダウンロード可能なビデオファイル, 録画済みビデオディスク及びビデオテープ」及び第42類「電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守, 医薬品・化粧品又は食品の試験・検査又は研究, 臨床試験, 計測器の貸与, 電子計算機の貸与, 電子計算機用プログラムの提供, ウェブサーバーの貸与, オンラインによるアプリケーションソフトウェアの提供 (SaaS), クラウドコンピューティング, コンピュータサイトのホスティング (ウェブサイト), サーバーのホスティング, 電子データの保存用記憶領域の貸与, アプリケーションサービスプロバイダーによるコンピュータプログラムの提供, オンラインアプリケーション及びソフトウェアツールの一時的な使用の提供, コンピュータソフトウェアアプリケーションのホスティング (他人のためのもの), コンピュータ化されたデータ・ファイル・アプリケーションのホスティング」

### ＜結論＞

原査定を取り消す。本願商標は, 登録すべきものとする。

### ＜原査定理由＞

本願商標は, 『くすのき』を標準文字で表してなるものであるところ, これは確かに樹木の名称であるとしても, ありふれた氏の一つと認められる『楠』『楠木』に通じる『くすのき』を認識させるというのが相当であり, ありふれた氏を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標といわざるを得ないから, 商標法第3条第1項第4号に該当する。

### ＜理由＞

※読みやすくなるように, 以下, 当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

本願商標は, 「くすのき」の文字を標準文字で表してなり, その構成文字に相応して「クスノキ」と読まれる (称呼を生じる) ものである。

ところで、「クスノキ」と読まれる語としては、姓氏の1つである「楠」及び「楠木」のほかにも植物の「樟」及び「楠」（クスノキ科の常緑高木。）[広辞苑第六版 株式会社岩波書店]があり、本願商標は、これらの漢字の読みを平仮名で表したものと認められる。

また、当審における職権調査によれば、「楠」の姓氏とする者の数は全国で約4,062件で全国で864位、及び「楠木」の姓氏とする者の数は全国で約943件で全国で2,734位との記載がある（「姓名分布&ランキング」のウェブサイト（<http://www2.nipponsoft.co.jp/bldoko/index.asp>））。

そうすると、「くすのき」の文字が、姓氏の1つである「楠」及び「楠木」のほかにも常緑高木の意味を想起させるものであることに加え、「楠」又は「楠木」を姓氏とする者の数が、全国的にみてもさほど多いとはいえないことを踏まえれば、本願商標は、これをその指定商品及び指定役務に使用しても、これに接する取引者、需要者が、一義的に「クスノキ」と称する「楠」又は「楠木」の姓氏を想起するものとはいえない。

してみれば、本願商標は、単にありふれた氏を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標といえないものであって、自他商品・役務の識別標識機能を果たすものというのが相当である。

したがって、本願商標が商標法第3条第1項第4号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

### <弁理士コメント>

原審査において、本願商標「くすのき」は、ありふれた氏を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標といわざるを得ないとして、商標法第3条第1項第4号に該当すると判断されました。

一方、審決では、「くすのき」の文字が、姓氏の1つである「楠」及び「楠木」のほかにも常緑高木の意味を想起させるものであることに加え、「楠」又は「楠木」を姓氏とする者の数が、全国的にみてもさほど多いとはいえないことを踏まえれば、本願商標は、これをその指定商品及び指定役務に使用しても、これに接する取引者、需要者が、一義的に「クスノキ」と称する「楠」又は「楠木」の姓氏を想起するものとはいえないとして、4号該当を否定しています。

注目すべき点としては、本審決では、『「楠」又は「楠木」を姓氏とする者の数が、全国的にみてもさほど多いとはいえない』とする根拠となる件数が、具体的に示されていることが挙げられます。すなわち、『**「楠」の姓氏とする者の数は全国で約 4,062 件で全国で 864 位、及び「楠木」の姓氏とする者の数は全国で約 943 件で全国で 2,734 位**』であり、この程度では「全国的にみてもさほど多いとはいえない」とされています。

なお、不服 2018-4976 では、『**「黒田」は全国で約 23,790 件存在し、162 番目に多い姓と掲載されていることからしても、ありふれた氏の一つと認められる**』とされています。

これらの具体的な件数は、4号の拒絶理由に対する反論の際に参考になりそうです。(ただし、本審決では、「くすのき」が、氏以外にも意味合いを有する語として認識され得ることも重視されていると思われる点には、注意すべきでしょう。)

関連事件としては、不服 2019-790 にて、本願商標を欧文字表記とした「KUSUNOKI」が、本審決と同様の理由により、商標法第3条第1項第4号には該当しないとされています。

(弁理士 永露 祥生)  
<2019年9月12日>